

京都市子どものための市民憲章懇話会ニュース No.4 平成18年11月

発行：京都市子どものための市民憲章懇話会事務局（京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部）
TEL:251-2380 FAX:251-2322 / TEL:222-3590 FAX:222-2061

第4回 京都市子どものための市民憲章懇話会を開催

「京都市子どものための市民憲章」（仮称）の素案策定に向け、「京都市子どものための市民憲章懇話会」（会長：藤原勝紀京大大学院教授、「京都子どもネットワーク連絡会議」と「人づくり21世紀委員会」の代表者17名と学識経験者3名で構成）の第4回会議が、10月13日、京都市役所会議室にて開催されました。

議論も佳境に入り、熱のこもった意見交換が展開される中、基本理念や行動目標について、ポイントの絞り込みが進みました。（委員からの主な意見は裏面）



憲章の理念から一つ一つの文章に使われる言葉に至るまで、熱心な議論が交わされた懇話会の様子

委員名簿〔五十音順・敬称略〕

石田 宏次（京都青年会議所）
岡本 吉朗（京都市民生児童委員連盟）
日下部 潔（京都市小学校PTA連絡協議会）
草地 邦晴（京都弁護士会）
久保田真由美（京都市PTA連絡協議会）
杓野 正憲（京都障害児者親の会協議会）
高林 伸樹（日本ボーイスカウト京都連盟）
長者 善高（京都市地域生徒指導連合会）
辻 幸子（京都府医師会）
寺田 玲（京都市社会福祉協議会）
中川 一良（京都市児童館学童連盟）
西川 國代（京都市保育園連盟）
西脇 悦子（京都市地域女性連合会）
藤田 寿男（京都市私立幼稚園協会）
藤本 明美（京都子育てネットワーク）
水野 篤夫（京都市ユースサービス協会）
森田 眞利（京都「おやじの会」連絡会）

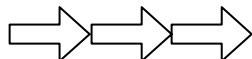
西岡 正子（佛教大学教育学部長）〔学識経験者〕
藤原 勝紀（京都大学大学院教授）〔学識経験者〕
宮本 義信（同志社女子大学教授）〔学識経験者〕

<懇話会からのお知らせ>

「子どものための市民憲章」ポスターの掲出にご協力ください。

「子どものための市民憲章」制定に向けた取組の機運を盛り上げるため、ポスターの掲出を呼び掛けています。

自宅又は事業所などでポスターの掲出にご協力いただける場合は、ぜひ事務局までご連絡ください！！後日必要枚数を郵送いたします。



パブリックコメントの募集期間中に、憲章素案のEメール配信を行います。

ご希望の方は、Eメールのタイトルに「憲章素案希望」と入力の上、宛先まで空メールを送信してください。11月上旬から随時素案を返信します。

宛先 kosodatesien@city.kyoto.jp（携帯メールでも結構です）

※いただいたメールアドレスは、憲章素案を返信する目的以外には使用しません。

町衆の心意気を取り戻し、子どもを大事にする京都のまちづくりを ～ 分かりやすく、かつ格調高い憲章を目指して ～

委員からの主な意見

＜憲章の理念＞

- ・ 京都は祇園祭をはじめとする様々な伝統を培ってきた町衆の力で造られてきた一面があるので、町衆という言葉を入れてはどうか。
- ・ 京都というまちは、日常生活の中で自然に人として生きることを学習させてくれる場所である。この町衆の心意気を再構築し、創造することを私たちの出発点としたい。
- ・ たくさんの愛を注いで子どもを育てたい。これを押し付けにならないように表現したい。
- ・ 子どもの持つ生まれたものが、最大限に花開く環境づくりについて書ければよい。
- ・ 基本理念は、自分や我が子への愛だけでなく、他人や困っている人に目を向けられるように、心に響く言葉で表現したい。
- ・ 基本理念では「一人ひとりの子どもを絶対大事にする京都のまちを大人がつくる」ということを明確に言ったほうがよいのではないか。
- ・ 基本理念には、これまで大人が子どものためにしてきたことを書くとよい。行動の軌跡を示すことが、子どもにそれを受け継いでほしいというメッセージになる。
- ・ 基本理念は、訴えたい内容を段落ごとに考えられるような構成がよい。
- ・ 基本理念の文章は、大人と子どもを対比したり、かい離させたりすると違和感が生じる。
- ・ 基本理念には、子どもに望むこともしっかり盛り込むことが必要である。
- ・ 子どもの何に眼差しを向け、何を守っていくのかというキーワードとして、「命」「温かさ」「絆」「一緒に行動する」といったものが考えられる。

＜憲章の分かりやすさと格調＞

- ・ 会社の経営理念を書く場合は、長文を用いず、一言で表現する。憲章が唱和されることを想定すれば、長い文章では無理が生じる。
- ・ 基本理念は必ずしも子どもが理解できなくてもよいが、行動目標は子どもにも理解できる表現を用いたい。
- ・ 大人が子どもたちにどのようなメッセージを発しようとしているのか、それを子ども自身がわかるようにできるだけ平易な文章を心がけた方がよい。
- ・ 子どもに分かりやすいことも大事であるが、すべての親のためにも分かりやすい文章を作ることが大切である。
- ・ 今回の憲章の性格を考えれば、読み手に分かりやすいものに徹底すべきである。
- ・ 無理に文章を短くすれば大事な言葉まで削ってしまいかねない。
- ・ 基本理念は、この先何十年と通用するように格調高いものがよい。崇高な理想をどのように市民に定着させていくか、工夫しながら伝えていけばよい。
- ・ 基本理念は憲法の前文のようなものと捉えればよいのではないか。平易さと格調高さは必ずしも相対立するものではなく、両立できる。

＜その他＞

- ・ 憲章という文字だけでは人は動かない。語っていく人をいかにつくるかが大事である。
- ・ なぜ今、子どもに対する大人の役割や責任を憲章という形にまとめようとしているのか、その意味付けとアピールによって憲章の固有性、独自性が出てくる。
- ・ 現代の子どもたちを取り巻く危機的状況を述べるのであれば、裏付けとなる実証データも必要であり、憲章の本文よりも制定理由として書くのがよい。
- ・ ただ議論するだけでなく委員が文案を持ち寄るなど、作成のプロセスが必要ではないか。
- ・ マスコミの影響は大きいので、憲章の制定経過等が記事になれば、市民の関心を引くことができる。